

特定非営利活動法人コンカリーニョ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人コンカリーニョという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を札幌市西区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、札幌琴似・八軒地域の劇場を核として、芸術文化活動や地域活動に関わっている人や団体と幅広く連携しながら、芸術文化に関する事業や新しいコミュニティの拠点づくりを行い、広く芸術文化の振興を図り、地域に密着したまちづくり活動の活性化を実現していくことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 芸術文化の創造と発信を推進する事業
 - ② 芸術文化のイベント等を企画・制作する事業
 - ③ 芸術文化に関するセミナー・講演会に関する事業
 - ④ 芸術文化の体験学習(ワークショップ)に関する事業
 - ⑤ 青少年が芸術文化に親しむ機会と環境を整備し、その育成を図る事業
 - ⑥ 芸術文化活動を行う個人・団体に対し、その活動を支援する事業
 - ⑦ 芸術文化活動を通してまちづくり活動を推進する事業
 - ⑧ 文化的人権の確立や芸術文化による福祉向上に関する事業
 - ⑨ 芸術文化活動に関わる者の社会的地位向上を図る事業
 - ⑩ 芸術文化活動やまちづくり分野での職能開発と雇用機会の拡充を支援する事業
 - ⑪ 劇場づくりの推進と、劇場運営方法開発に関する調査研究事業
 - ⑫ 必要な調査研究、情報収集及び提供する事業
 - ⑬ 会報及び出版物の発行
 - ⑭ 公共施設の管理運営事業
 - ⑮ その他、この法人の目的達成のために必要な事業

(2) その他の事業

① 物品販売

② この法人の目的達成のために必要な収益事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会し法人の活動を推進する個人及び団体

(2) サポート会員

この法人の事業を支援するため入会した個人及び団体

(3) その他会員

理事会が別途定める会員

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出するものとする

2 理事長は、入会申込者が本会の目的に賛同し、活動及び事業に協力できるものと認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項について理事会は、総会において報告しなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員等

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 7人以上15人以内
- (2) 監事 2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 理事長、副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充

しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項について理事会は、総会において報告しなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第20条 この法人に事務局を設ける。

2 事務局には専任の職員を置くことができ、理事長がこれを任免する。

3 事務局の運営及び職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第21条 この法人に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営に関して理事長の諮問に答え、又は理事会に対して意見を述べる。

4 顧問の任期については、第16条に準じる。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 役員を選任

(6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会に出席した理事の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面又は電子メール表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が署名しなければならない。

3 前項の規定に関わらず、理事全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした正会員の氏名又は名称

- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った正会員の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 役員解任
- (7) 役員職務及び報酬
- (8) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (9) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれに当たる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第 35 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電子メール表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

2 前項の規定に関わらず、理事全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした理事の氏名又は名称

(3) 理事会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 委員会等

(委員会等)

第40条 この法人は、運営推進のために、運営委員会及び専門部会等(以下、委員会等という。)を置くことができる。

2 委員会等に関する規定は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第42条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業

に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第45条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計、その他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経、総会に報告しなければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第48条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第49条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第51条 この法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり翌年 6 月 30 日に終わる。

(臨機の措置)

第52条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 9 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第53条 この法人が定款を変更しようとするときは、正会員総数の 2 分の 1 以上が出席した総会において、その出席者の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第54条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の2分の1以上が出席した総会において、その出席者の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第55条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で定めるものに譲渡するものとする。

(合併)

第56条 この法人が合併しようとするときは、正会員総数の2分の1以上が出席した総会において、その出席者の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、インターネット・ホームページ等を活用して、これを行う。

第11章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年定期総会までとする。
3. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年7月31日までとする。
5. この法人の設立当初の入会金及び年度会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

- | | | | | | | | | | | | |
|------|---|---|---|---|------|-------|-------|------|-------|--------|------|
| (1)正 | 会 | 員 | 入 | 会 | 金 | 2,000 | 円 | | | | |
| | | | | | 年度会費 | 個人 | 3,000 | 円／1口 | 団体 | 10,000 | 円／1口 |
| (2)サ | ポ | ー | ト | 会 | 員 | 入 | 会 | 金 | 2,000 | 円 | |

年度会費 個人 3,000 円／1口 団体 20,000 円／1口

6. この法人の設立によりおらがコンカリ PROJECT の会員及び一切の財産は、この法人が継承する。

別表設立当初の役員

| | | | |
|----|--------|----|-------|
| 理事 | 齋藤 千鶴 | 理事 | 白鳥 健志 |
| 同 | 市田 雅信 | 同 | 高橋 正和 |
| 同 | 岩 崙 義純 | 同 | 中山 浩男 |
| 同 | 久住 博 | 同 | 原 満 |
| 同 | 坂本 純科 | 同 | 前川 一彦 |
| 同 | 佐藤 ゆみ子 | 監事 | 高野 宣行 |
| 同 | 嶋田 等 | 同 | 東田 秀美 |

- 7.2007 年度より会費を下記金額に改める。

- (1)正 会 員 年度会費 個人・団体 10,000 円／1口
 (2)サポート会員 年度会費 個人 3,000 円／1口 団体 20,000 円／1口

- 8.2008 年 8 月 26 日総会の議決を経て、定款第 3 条、第 5 条、第 51 条を改定。

- 9.2012 年度より会員制度を下記のように改める。

| 会員種別 | 現行 | 変更後 |
|-----------------|---|---|
| 正会員(団体・家族・個人) | 年会費 10,000 円 ・チケット割引あり ・会報(コンカリレター)郵送あり | 年会費 5,000 円、寄附 5,000 円 ・チケット割引なし ・会報(コンカリレター)郵送あり |
| サポート会員(個人) | 年会費 3,000 円 ・チケット割引あり ・会報(コンカリレター)郵送あり | 年会費 3,000 円 ・チケット割引なし ・会報(コンカリレター)郵送あり |
| サポート会員(団体) | 年会費 20,000 円 ・チケット割引あり ・会報(コンカリレター)郵送あり | 年会費 20,000 円 ・チケット割引なし ・会報(コンカリレター)郵送あり |
| メルマガ会員 ※変更なし | 会費無料(HP からの登録のみ) ・チケット割引あり ・会報(コンカリレター)郵送なし | |

- 10.2012 年 8 月 20 日第 9 回定例総会の議決および 2013 年 1 月 16 日所轄庁(札幌市)認証を経て、第 15 条、第 26 条、第 30 条、第 31 条、第 35 条、第 38 条、39 条、第 53 条、第 57 条を改定。